

【課題事項に係る具体的施策】

3. 待遇、活動環境

〔現状認識〕

「待遇」について、保護司法第11条（費用の支給）第1項において「保護司には、給与を支給しない。」とした上で、同法第2項において「法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。」とされている。保護司に対する補導費等の費用の支給については、保護司法施行当初（昭和25年）は、「保護司が、保護観察を担当したときは、予算の範囲内で担当一件につき一ヶ月五十円以内を支給する。」などとされていたが（補導諸費支給規則（昭和25年中央更生保護委員会規則第2号）第2条第1項）、一貫して補導費等の充実を図り、現在は、「保護司が保護観察を担当したときは、担当事件一件につき一箇月七千六百六十円以内の費用を支給する。」（保護司実費弁償金支給規則（昭和29年法務省令第47号）第2条）などとされている。

また、個々の保護司が行う処遇活動が困難化する中で、保護司相互の処遇協議や処遇に有効な地域の関係機関・団体との連携の推進など、保護司組織による組織的な活動支援の充実強化が求められたことから、平成10年5月に保護司法を改正し、保護司会及び保護司会連合会を法定化するとともに、保護司会の計画に基づく保護司の職務を明記（保護司法第8条の2）して、保護司会及び保護司会連合会の活動に係る保護司組織活動費の充実を図ってきた。

「活動環境」については、従来から、保護観察対象者を自宅に招き入れることが面接の形態として一番多いところ、自宅を面接場所にする際に感じる不安や負担感から、自宅以外の場所で面接を行う保護司も増え、平成20年度には、保護司の活動拠点となり一部面接場所も備えた更生保護サポートセンターの設置を開始し、令和元年度には全国886地区の全ての保護司会に設置を完了した。また、情報通信技術（ICT）を利用できる環境を整備するため、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる「保護司専用ホームページ“H@（はあと）”」を開発し、令和3年度中から運用を開始するとともに、令和5年度中には全ての保護司会に保護司専用モバイル端末を配備することとしている。

また、令和5年で第73回を迎える“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の強調月間である7月を中心に、街頭での啓発活動等対面による広報活動に取り組んできたところ、コロナ禍の状況を踏まえ、SNSでの発信や広報動画の作成等非接触型の広報を積極的に行い、これまで運動に関心が低いとされた若年層にもその趣旨を伝えてきた。

このほか、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌、保護司に関する映画や漫画等を通じて、保護司になりたいといった方々からの保護観察所等への問い合わせが増えている。

他方で、保護観察等事件が減少しており、犯罪や非行の減少は日本社会にとって大変歓迎すべきことではあるが、結果的に事件担当による実費弁償金の支給額が減るために、保護司会に支払う会費に対する負担感が増している。

保護司組織活動費の充実は、これまでいわば手弁当で行ってきた活動に対して経費を支給するものであって、経費支給のための事務手続を要するために、かえって当該事務が保護司・保護司会の負担に繋がっているという状況も生じている。

そうした中、①保護司は、地域社会への貢献においても「やりがい」のある活動であるものの、「やりがい」を楯にこれらの負担を受忍すべきとするならば、「やりがい搾取」ではないか、現状を前提とした今後の保護司適任者の確保は困難であるとの指摘があるほか、②補導費等については、原則として四半期ごとに精算され支給されていることから、活動に要する経費が何にどれだけ支給されているのかが分かりにくいとの指摘、③更生保護サポートセンターの設置場所や利用可能な時間帯が、危機場面等における臨機の対応が求められる保護司の面接場所としての利用に適したものとなっていないとの指摘がある。また、保護司会活動の改善点等を経験年数の短い保護司は進言しづらく、現状を変えられない閉塞感があるとの指摘がある一方、保護司会は、ボランティア精神を中核とし、組織的に活動することも多いが、一部には協調性を欠く保護司が存在し、保護司会の組織運営を困難にし、役員の疲弊を招いているとの指摘もある。

【課題事項に対する保護司の主な意見】

保護司からは、次のような意見が寄せられている。

①会費・実費負担の軽減

- ・保護司会運営に関する経費としての会費徴収の在り方について、保護司の中には会費負担が重荷になっている人がいる。新任保護司確保の過程で年会費負担が理由で採用辞退するケースもあった。保護司活動は無償のボランティア活動であることは分かっているが経費負担でのボランティア活動に抵抗のある人もいる。
- ・適任者に保護司を依頼するときに、無報酬であるという説明がしづらいことが多い。実費弁償金は支給される旨の説明はするが、保護司となって保護司会会費の支出などがあることについて違和感を持たれる。報酬とまではいかなくても、会費など保護司が負担すべき支出の軽減を図るべき。
- ・保護司会の活動経費について、ボランティアとして活動しているのにも関わらず、なぜ自分たちがその経費の一部負担しなければならないのかといった意見も多い。国等の活動に対する支援があるのは理解しているが、活動に対する直接的な支援が厚くなれば、報酬等に対する不満も軽減されるのではないか。
- ・保護司が支払っている会費負担相当額分について国費で負担すべき。
- ・保護司個々の活動はボランティアでやむを得ないが、保護司会の活動に必要な経費については予算化を図る必要がある。
- ・保護司はボランティアであるが、活動にかかる経費については、保護司によるいわゆる「持ち出し」がなく、支給されるような制度設計を検討すべき。
- ・実費については、給与を支給しないとすると、職務を執行する為に要する費用の全額を支給すべき。

②報酬制の導入

- ・専門性が高く職業的に業務にあたる者として、資格制度により一定以上の知識や技能を習得した人材を採用することとし、待遇を公務員と

- して報酬制とすることを検討すべき。
- ・公募制を導入した場合は、報酬制と実費弁償金の二本立てにすべき。
 - ・各保護司の役割に応じて報酬を支払うべき。
 - ・事件担当の機会は地域によりかなりの差があり、その他の活動も必ずしも一律的とはいえないことから、現状においては報酬制はなじまない。他方で、保護観察の高度化などに対応できる専門人材の育成の観点も必要と考えられ、業務に見合った報酬制の導入の検討の余地があるのではないか。
 - ・報酬制にした場合、一般的に報酬に見合った成果が求められるが、保護司としての仕事においてその成果の評価がどういったものとなるのか、一般国民にとって納得いくものなのかなど、制度導入にはかなりハードルが高いものになる。
 - ・各保護司により活動実態が異なると思われるため、「一律基準・固定的報酬制」には疑問を感じる。
 - ・報酬制にすべきとの意見が見受けられるが、保護司法第1条の精神にそぐわない。
 - ・保護司会としても若い保護司の思い・考えを柔軟に受け入れる必要はあるが、報酬制の導入には反対である。今までどおりの実費弁償金の支給でよい。保護司は崇高なボランティア活動との認識を再確認する必要があるのではないか。
 - ・無報酬だからこそ対象者やその家族が心を許してくれる部分、地域で正しく評価してもらえる部分がある。先輩たちが長年続けてきたこの制度は変えるべきではない。
 - ・報酬制には反対。実費弁償の何が不服なのか。ボランティアだからこそ言っていることも多々あるので、給与は支給すべきではない。ただし、費用弁償するにしても、現実に合わない旅費計算されているときがあるので、より実態に即した費用弁償が必要。
 - ・報酬制については、慎重に検討する必要がある。保護司組織活動費や特殊事務処理費の予算を増やすなど、実費弁償金内での対応とした方が、保護司としても保護司会としてもよい。

③保護司実費弁償金の充実

- ・1件処理ごとの実費弁償金単価を上げて相応な金額を支給し、待遇面を改善して、社会的認知度と評価を高めるべき。
- ・職務内容と比して、支給される国費が見合わない。実費弁償金の単価アップをすべき。
- ・保護司会費を負担に思っている方がたくさんいる。社会環境としては対象者が少なくなり大変喜ばしいが、実費弁償金でカバーしきれない負担があることは確か。保護司組織運営費用、犯罪予防活動費用等の見直しを検討すべき。
- ・保護司の待遇については、社会奉仕の精神の観点から、給与ではなく実費弁償であることはやむを得ないが、実費弁償の対象とならない、保護司会事務等の活動に対する手当が必要。
- ・保護司組織活動費を拡充して、保護司会の実費弁償金収入が安定的に確保されれば、将来的には、保護司個人から徴収している会費の負担を軽減することも可能となる。
- ・保護司会活動に対する保護司組織活動費の助成はあるが、物価の高騰は収まらないことから経費の節減を余儀なくされているのが現状。

- ・近年、保護司会運営のための事務量が增加している。予算増額により、本当に必要な領域への国費支給額を充実すべき。
- ・旅費・宿泊費等について、保護司の行動実態（年齢や地域の交通事情等）に即していないので、改善すべき。
- ・保護司実費弁償金の明細をもっと分かりやすくすべき。
- ・保護司の活動に対しては、現在、実費弁償金が支払われているが、実際にかかる経費を満たしているとは言いがたい。実費弁償金の増額等、保護司活動に対する金銭的援助や実費弁償金の請求手続等の簡便化を図ることとで、保護司会の負担を軽減することが重要。面接の際のちょっとした食事等に係る個人的出費があるのが実態。保護司が報われる基盤整備・制度設計とすべき。
- ・研修や各種会合における参加において、Zoom等の参加は移動が伴わないと実費弁償金が支払われない。若い現役世代からの保護司候補者確保の観点から、現行の実費弁償が移動に対する弁償であるのを時間拘束に対する弁償に変えるべきではないか。

④デジタル化の推進

- ・報告書の作成等の事務処理について、デジタル化を進めるための機材を補助すべき。
- ・今後、経理面や運営面において、各保護司会からフォーマットに数字等を入力すれば事務処理が出来るようなデジタル化を推進すべき。
- ・文書やフォーマットの統一化や各種手続きの簡素化を図るべき。
- ・更生保護や保護司活動の社会的認知度向上のために、紙媒体からデジタル広報へと全面的にシフトすべき。
- ・同年代保護司でオンライン交流できる機会や、若手から先輩保護司へ気軽に質問や相談ができるシステムを構築すべき。
- ・デジタル化の推進は必要であるが、高齢になると、各種機器を使いこなすことが難しいという現実がある。
- ・保護司の育成について、パソコン・スマホ・タブレット等の取扱いを保護観察所主導で研修会を開催するなど重点的に実施すべき。

⑤更生保護サポートセンターの充実

- ・地域ごとの格差が大きく、平日夜間や休日の利用が難しかったり、広い保護区では遠方にサポートセンターがあるため利用できないなど、保護区の実情に応じた多様な面接場所の設置を検討すべき。
- ・公共施設を面接場所として使用できるように、保護司会任せにするのではなく、保護観察所も積極的に地方公共団体と協議すべき。
- ・保護観察所で事務補佐員を雇用するのと同様に、サポートセンターにも事務補佐員等の採用の必要性を感じる。

⑥保護司会の在り方

- ・あらゆる組織に言えることは、世代交代が滞った組織は疲弊していく。保護司会においても、同様のことが起こる危険性がある。
- ・例えば、支部・地区役員若年者への就任を促進し、先輩保護司がその役員を支えて行く組織を目指すべき。70歳を過ぎたら、若手を育てるのが役割。
- ・現役世代の比較的若い保護司の多くは、本業が多忙のため、保護司会の研修や会合等への出席が難しく、他の保護司から不信感を持たれがちで、保護司会の中で孤立しがち。オンラインによる会合への参加や研修の受講を実施するなど、個々の保護司の生活スタイルに応じて保

護司活動に参加できるようなシステム作りと、そうした対応を受入れることについて、保護司の意識改革が必要。

- ・若い人を確保することについて、組織が安定して持続するには、年代、世代的にバランスよく人が必要。現状では若い人が決定的に足りない。若い人、すなわち現役世代（有職者）が就任し、本職と保護司活動を問題なくできる仕組み作りが必要。
- ・保護司会の長老は、のちのち若手の保護司が活躍するようにしていくのが役目である。
- ・保護司会について、保護司が活動する上で必要と感じ、自分たちの組織として作り上げてきたものが法制化されたという歴史がやはり見えにくくなってきている。
- ・各県連・各地区保護司会の事務局長への負担が増大しているため、事務局長へのなり手が不足している。待遇面を充実すべき。
- ・保護司会は、保護司会及び保護司会連合会に関する規則第4条において、保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝が乏しく、理解を深める必要がある。
- ・保護司会の事務処理について、例えば保護司組織活動費の請求方法を保護局や地方更生保護委員会において、わかりやすいマニュアルを作成するなどして事務担当者の負担を軽減すべき。

⑦ 社会的認知度の向上・広報の在り方

- ・保護司は犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう保護観察官と協働して保護観察を行うことになっているが、一般的には保護司や更生保護についての認知度はいまだに低迷しているのが現状である。
- ・役所や学校を訪問しても「保護司」という名前だけは知っているという人が多い。まだまだ保護司の仕事や更生保護についての認知度は低い。そのため、分かりやすいパンフレットを作成する、動画をテレビで流すなど、もっと一般の方々に知っていただく必要がある。
- ・保護司が地域の安全・安心に寄与していることへの地方公共団体の理解が足りない。
- ・保護司や保護司会の社会的認知度の向上に努めるべき。世界に誇れる保護司制度であることを、もっともっと広報すべき。保護司の認知度が広がれば、犯罪予防への効果も期待できる。
- ・地域における広報活動には限界があるので、全国的なCMやバナー広告により、社会的認知度を上げる必要がある。
- ・「社会を明るくする運動」などを通じて、保護司活動が広く世間に認識されるよう更に啓発していく必要がある。
- ・就労している保護司に、年数日のボランティア休暇が付与される制度を新設すべき。
- ・保護司が保護観察対象者と向き合い、社会貢献しようという意欲が持てるような諸環境を整備すべき。

〔今後講じていく施策等〕

- (1) 地域社会の一般住民にとって、犯罪や非行をした人たちと関わり、その立ち直りを支えることは、ともすれば忌避されがちなことであり、このような大変な活動が無給のボランティアで行っているからこそ、まさに、保護司の活動が崇高な社会貢献の取組であると認識されている所以である。

保護司の無償性は、制度発足以来、地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、その価値は現代においても特筆すべきものであるところ、報酬制の導入の検討に当たっては、負担感が解消する、なり手が増える可能性があるなどの肯定的な意見がある一方、保護司は報酬目当てでやるものではない、兼職や確定申告等の手続きが生じるなどの否定的な意見があることや、無給（実費弁償金の支給）から報酬制に転換した際に生じる保護司・保護司制度に与える影響を十分に考慮する必要があることなどを踏まえ、引き続きその適否について検討すること。

その上で、金銭的ないわゆる「持ち出し」については、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、できる限りその軽減を図ること。

- (2) 保護司組織を維持・運営する観点からの会費の必要性については理解できるところ、会費の支払いが保護司の負担となり、やりがいに支障をきたしている状況について、保護局において、令和6年度中に実態調査を実施するとともに、保護司会を維持・運営していくために必要な支援の充実を図ること。
- (3) 保護局において、上記(2)の実態調査と併せて、経費支給手続における保護司・保護司会が行う請求事務についての実態調査を実施するとともに、最近の物価高の影響等を含む、いわゆる「持ち出し」に関する実態調査（令和5年度）の分析を行い、必要な支援の充実を図ること。
- (4) 保護局において、令和6年度中に、保護司会の会計事務処理の負担軽減に資するため、経理事務の簡略化を検討するとともに、これに適用した会計ソフト及びマニュアルを制作・配布すること。
- (5) 保護司会・保護司会連合会において、会費の目的や必要性、その用途について、会員である保護司に対して丁寧に説明し、その理解を得ること。
- (6) 地方更生保護委員会及び保護観察所において、保護司個人への実費弁償金が原則四半期ごとに支給されていることから、その明細を分かりやすく説明すること。
- (7) 保護局において、デジタル化の推進に当たっては、機器や端末を配備するだけでなく、保護司の利便性に配慮したマニュアルを作成したり、将来に必要となる保守・メンテナンス費用についても措置すること。
- (8) 更生保護サポートセンターについて、保護司や保護観察対象者等の利便性を踏まえた設置場所や利用時間（平日夜間・休日）となるようにすること。この点、更生保護サポートセンターが保護観察処遇等の実施場所でもあることから、更生保護サポートセンターの充実について、保護司・保護司会任せにせず、保護観察所において積極的に支援すること。
- (9) 安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け、保護司が果たす役割の中で地域活動の比重や重要性が増していること、地域活動には保護司会及び保護司会連合会の組織力が求められること、保護司組織の維持・運営には、幅広い年齢層の保護司が相互に協力し合いながら保護司会

及び保護司会連合会を一体のものとして作り上げていく必要があることを踏まえ、保護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に関する運用の見直しについて検討すること。

- (10) 保護司会及び保護司会連合会は、幅広い年齢層の多様な保護司がその使命を全うできるように育成する上で重要な機能を有していること、保護司会及び保護司会連合会の世代交代を円滑に遂行するためにも、次世代の保護司を育成し、層の厚い保護司組織を構築していく必要があること、保護司の年齢構成に鑑みると、次世代の保護司の育成が急務であることを踏まえ、保護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に掲げる任務の内容及びその運用の見直しについて検討すること。
- (11) 保護司会は、適任者たる保護司が相互に協力し合いながら誠実かつ適切に組織運営をすることが求められているところ、適格性を欠くに至った保護司により適切な組織運営が妨げられるなどの事態が生じた場合には、保護観察所においても漫然とこれを放置することなく、保護司会と緊密に連携し、その意向を十分に踏まえながら、保護司法第12条第2項に基づく解嘱の申出を含めて、適時適切に手続を進めること。
- (12) 保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則第3条において、「保護区の区域は、特別の事情がないかぎり、一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域をもって定める」とされているところ、保護観察所及び保護司会において、地方公共団体との協力関係や保護司会の活動力・組織力の維持という観点、区域内の市町村の社会経済情勢に伴う人口変動等を総合的に勘案し、必要に応じて、区域の在り方（支部・分区の設置を含む。）を見直すこと。見直しに当たっては、保護区の会員たる保護司の総意を十分に踏まえつつ、丁寧に調整すること。
- (13) いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動に従事できるようにするため、国若しくは地方公共団体又は事業者若しくは事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、公務員又は従業員から保護司を兼ねることを求められた場合にこれを積極的に許可することや職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討すること。
- (14) いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動を長く継続できるようにするため、保護観察官は、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司の勤務先を訪問するなどして従業員である保護司の保護司活動に対する理解・協力を求めること、事業者・事業主がいわゆるボランティア休暇制度を導入している場合には、「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の趣旨を踏まえ、保護司活動を当該休暇制度の対象とするよう働き掛けることなど、保護司活動の環境整備に取り組むこと。
- (15) 学校との連携や法教育の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴き、非行防止や薬物乱用防止、更生保護の概要について説明しているところ、保護観察官、保護司及び保護司会等の取組への理解・協力を深めるため、昨今の保護観察事件の動向を踏まえた保護観察官・保護司による処

遇の実際の様子や、安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与する保護司・保護司会の取組にも重点を置いて広報・啓発に取り組むこと。

- (16) 処遇活動や地域活動における学校等との連携を始め、高齢・障害を有する保護観察等対象者の増加や医療観察制度の導入、地域援助の取組などにより、更生保護の関連分野が広がっているところ、関連分野の関係者等における更生保護の意義や保護司・保護司会の取組についての理解・協力を図る必要があることから、社会福祉士養成課程の教育内容に更生保護制度が加えられたことや精神保健福祉士養成課程の教育内容に刑事司法と福祉が加えられたことなどを参考にしつつ、更生保護と関連のある専門職等の養成課程の教育内容に更生保護を加えることについて検討すること。
- (17) 更生保護の意義、保護司の活動等について、令和5年度中に、インターネット広告の掲載を始めるところ、社会を明るくする運動や保護局Twitter、保護局Instagram、法務省YouTubeチャンネル等の取組と有機的に連動させ、より幅広い層に対して継続的に訴求すること。
- (18) 令和3年3月に開催された世界保護司会議において採択された京都保護司宣言などを踏まえ、地域社会の安全・安心にとって重要な意義を有する保護司や保護司制度について国際的な認知度の向上や普及を図るべく、国際的な情報発信を推進すること。

再入率・保護司の現状等について

1 受刑者又は少年院出院者の再入率

(1) 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

	出所受刑者数	2年以内再入者数	2年以内再入者数の割合
平成28年	22,909	3,971	17.3
平成29年	21,998	3,712	16.9
平成30年	21,032	3,396	16.1
令和元年	19,953	3,125	15.7
令和2年	18,923	2,863	15.1

(2) 出所受刑者の年齢層別の2年以内再入者数及び2年以内再入率

	若年者（26歳未満）		
	出所受刑者数	2年以内再入者数	2年以内再入者数の割合
平成28年	869	84	9.7
平成29年	761	86	11.3
平成30年	765	67	8.8
令和元年	696	59	8.5
令和2年	677	57	8.4

	高齢者（65歳以上）		
	出所受刑者数	2年以内再入者数	2年以内再入者数の割合
平成28年	2,990	617	20.6
平成29年	2,910	650	22.3
平成30年	2,781	566	20.4
令和元年	2,762	549	19.9
令和2年	2,692	557	20.7

(1)・(2) 共通

- ・「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
- ・「2年以内再入者数の割合」は各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
- ・出典：令和4年版再犯防止推進白書

(3) 少年院出院者の2年以内再入院率・刑事施設入所率

	出院者人員	再入院・刑事施設 入所者人員	再入院・刑事施設入所者 人員の割合
平成28年	2,750	295	10.7
平成29年	2,475	268	10.8
平成30年	2,156	235	10.9
令和元年	2,065	229	11.1
令和2年	1,698	164	9.7

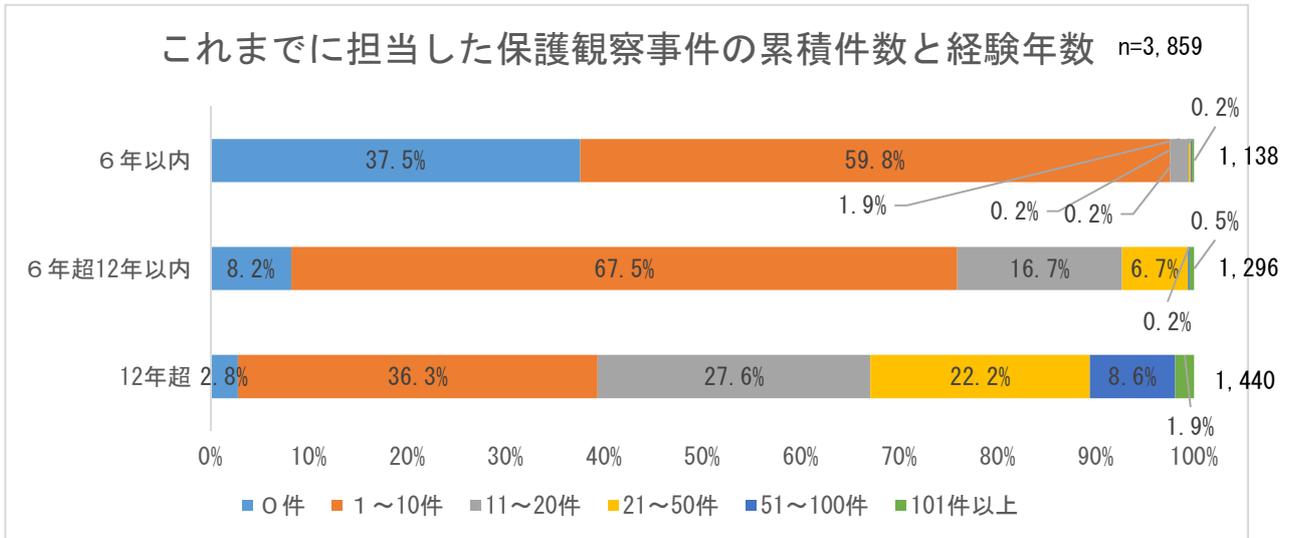
- ・「再入院・刑事施設入所者人員」は、少年院出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。
- ・「再入院・刑事施設入所者人員の割合」は、各年の少年院出院者の人員に占める、再入院・刑事施設入所者人員の比率である。
- ・出典：令和4年版再犯防止推進白書

2 保護司一人当たりの担当件数（令和4年・保護観察所の規模別）

	保護司数 (1月1日)	保護司一人当 たり担当件数 (保護観察)	保護司一人当 たり担当件数 (生活環境調整)	保護司一人当 たり担当件数
小規模庁	2,961	0.40	0.53	0.93
中規模庁	3,582	0.73	1.14	1.87
大規模庁	11,950	1.58	2.29	3.86

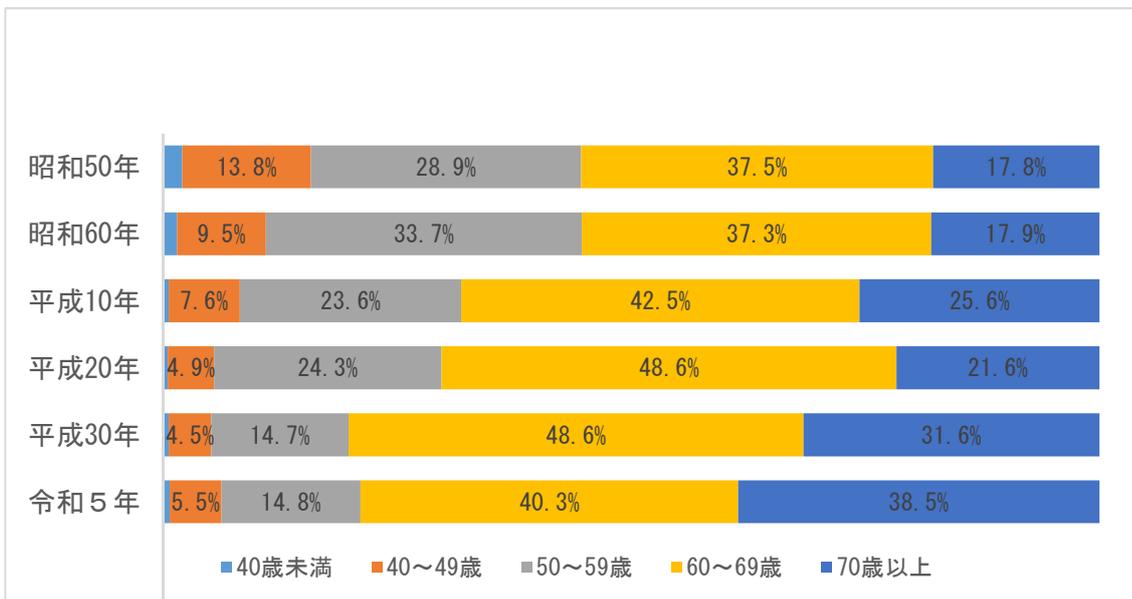
- ・令和4年の保護観察開始人員の多い保護観察所の順に、上位5庁を大規模庁、中間値付近の5庁を中規模庁、下位5庁を小規模庁とし、それら5庁の合計人数を計上している。なお、支部の事件を含む。
- ・交通短期保護観察・更生指導を含む。
- ・担当件数には、更生保護施設係属分も含む。
- ・法務省調査による。

3 保護司の担当件数



- ・「無回答」は含まない。
- ・出典：保護司の活動に関するアンケート調査の概要（令和元年12月・総務省）

4 保護司年齢別構成の推移



- ・第1回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会資料3-1再掲。
- ・各年1月1日現在。
- ・法務省保護局調査による。

保護司の地域活動について

地域活動（犯罪予防活動）における行事として、街頭広報等、講演会等、ミニ集会等、スポーツ大会等、防犯活動等がある。

1 街頭広報等

街頭広報活動やパレード等の広報啓発活動

（令和4年度の実績※ 全国で26,475回）

2 講演会等

外部講師を招くなどして開催する講演会やシンポジウム、表彰式等

（令和4年度の実績※ 全国で4,102回）

3 ミニ集会等

保護司が講師を務めるなどして行うミニ集会、公開ケース研究会、薬物乱用防止教室、非行防止教室

（令和4年度の実績※ 全国で1,408回（非行防止教室等））

4 スポーツ大会等

青少年を対象としたスポーツ大会、ワークショップなど参加体験型活動やミニコンサート等

5 防犯活動等

声かけ運動、防犯パトロール、街頭補導活動、チラシ撤去等

※ 実績はいずれも「社会を明るくする運動」実施結果として報告されたものに限る。

保護司実費弁償金について

- 国は、保護司活動に要する費用の全部又は一部を支給している（保護司実費弁償金）。
- 保護司実費弁償金は、大きく「処遇活動」と「組織活動」に係る経費に分けられる。
- 保護司 1人当たりの実費弁償金額：約93,171円/年（令和5年度予算額：43億7,492万5千円÷令和5年1月1日現在の保護司数：46,956人）

処遇活動関係

● 補導費

- 保護観察処遇を実施したときに支給
- ✓ 1件につき、4,460円/月。ただし、処遇困難事案は7,660円/月

● 生活環境調整費

- 帰住予定地の生活環境の調整を実施したときに支給
- ✓ 1件につき、3,440円

● 旅費

- 矯正施設での面接や関係機関とのケース会議等の事件対応、研修会への出席などの際の旅費を支給
- ✓ 原則、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき支給

● その他

- 社会貢献活動に従事、関係機関・団体の会議への出席などに対して支給
- ✓ 活動形態に応じて一定額を支給（例えば、社会貢献活動に従事したときは2,450円、関係機関との連携活動を実施したときは1,100円など）

組織活動関係

● 保護司会の活動に関する経費

① 保護司会の運営経費

- 広報誌等の資料作成費、消耗品費等を対象に支給

② 犯罪予防活動等の実施経費

- 街頭広報、防犯活動等の犯罪予防活動のほか、保護司会主催の会議や研修等を対象に支給
- ✓ ①は、保護司会の規模に応じて支給（例えば、50人の保護司会であれば、約124万円/年を限度に支給。平均値は、約166万円/年）
- ✓ ②は、①の金額の範囲内で、参加保護司数や活動形態に応じ、活動のつど一定額を支給（例えば、50人の保護司が参加した街頭広報は、約19万円を支給）

● 更生保護サポートセンターに関する経費

① 更生保護サポートセンター運営経費

- 事務所借料、光熱水料、電話料等の運営経費を対象に支給
- ✓ サポートセンター1か所当たり30万円/年（事務所借料分を除く）を限度に支給

② 企画調整保護司の活動経費

- 更生保護サポートセンターで事務に従事する企画調整保護司の活動経費を支給
- ✓ サポートセンターの活動状況等に応じ、予算の範囲内で支給（平均値は、1か所当たり約252日/年）
- ✓ 企画調整保護司1人につき、4,900円/日（複数の配置も可）

【参照条文】

◎保護司法（昭和25年法律第204号）

（職務の遂行）

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
- 二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
- 三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
- 四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

（費用の支給）

第十一条 保護司には、給与を支給しない。

- 2 保護司は、法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

（解嘱）

第十二条 法務大臣は、保護司が第四条各号の一に該当するに至つたときは、これを解嘱しなければならない。

- 2 法務大臣は、保護司が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、保護観察所の長の申出に基づいて、これを解嘱することができる。
 - 一 第三条第一項各号に掲げる条件のいずれかを欠くに至つたとき。
 - 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
 - 三 保護司たるにふさわしくない非行があつたとき。
- 3 保護観察所の長は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。ただし、第四条第一号に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。

（保護司会）

第十三条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

- 2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。
 - 一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
 - 二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
 - 三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
 - 四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

（保護司会連合会）

第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

- 2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。
 - 一 保護司会の任務に関する連絡及び調整
 - 二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
 - 三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
 - 四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

◎保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則（昭和48年法務省令第22号）

（保護区の区域）

第三条 保護区の区域は、特別の事情がないかぎり、一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域をもつて定めるものとする。この場合において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十第一項の規定による指定都市の区又は同法第二百五十二条の二十の二第一項の規定による指定都市の総合区は、市とみなす。